

昭和二十一年八月二十一日報告
委 第 四 二 號

報 告 書

一 帝國憲法改正案(政府提出)

右は本院において別紙の通り修正すべきものと議決した因つてここに報告する

昭和二十一年八月二十一日

委員長 菅田均

衆議院議長 橋貝詮三殿

(小字及び――は委員會修正)

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された。代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が發生しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようとする。

決意した。われは、平和を維持し、專制と隸從と壓迫と偏狭を地上から永遠に拂拭しようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。われは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であつて、この地位は、^{○主權の存する}日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國事に關するすべての行爲には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。
國事に関する行為

- 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

- 二 國會を召集すること。

- 三 衆議院を解散すること。

- 四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

- 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。

- 七 荣典を授與すること。

- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

- 九 外國の大使及び公使を接受すること。

- 十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財產を譲り渡し、又は皇室が、財產を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならぬ。

第二章 戰爭の拠棄

第九條 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の主權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを拠棄する。

○前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國の交戰權は、これを認めない。

第三章 國民の權利及び義務

第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十二條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためこれを利用する責任を負ふ。

第十三條 ^{十四}すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四條 ^{十五}すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けるべきではない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十五條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
すべて選舉における投票の祕密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六條 ^{十七}何人も、損害の救濟、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七條 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求

めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 想念及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十二条 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十三条 檢閱は、これをしてはならない。通信の祕密は、これを侵してはならない。

第二十四条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十五条 學問の自由は、これを保障する。

第二十六条 婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財產權、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の**尊嚴**と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならぬ。

第二十七条 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有する。

第二十八条 法律は、すべての生活部面について、社會の**福祉**、**生活**の保障及び公衆衛生の向上及び増進のため**に努め**立案されなければならない。

第二十九条 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を

受ける権利を有する。

すべて國民は、○法律の定めるところにより、その保護する子女に普通初等教育を受けさせる義務を負ふ。○子供の普通初等教育の義務を負ふ。

は、これを無償とする。

第二十五條 すべて國民は、勤労の権利を有する。○休息の義務を負ふ。

賃金、就業時間、○休息の他の勤労條件に關する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十六條 勤労者の團結する権利及び團體交渉その他の團體行動をする権利は、これを保障する。○休息の義務を負ふ。

第二十七條 財產權は、これを侵してはならない。

財產權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財產は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十條 國民は、法律の定めるところにより、納稅の義務を負ふ。

第三十一條 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二條 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十四條 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押收を受けることの

ない権利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押收する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

搜索又は押收は、權限を有する司法官憲が發する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十六 第三十三條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶對にこれを禁ずる。

三十七 第三十四條 三十八 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける

権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

三十八 第三十五條 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫によるの下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

三十九 第三十六條 何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十條 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第四章 國會

第三十七條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

四十一 第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

第四十條 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

第四十一條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半數を改選する。

第四十三條 選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十四條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歲費を受ける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならない。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會の常會は、毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項相書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五十五條 兩議院は、各、その議員の選舉又は資格に關する爭訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の一以上の多數による議決を必要とする。

第五十六條 兩議院は、各、その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

第五十七條 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多數で議決したときは、祕密會を開くことができる。

兩議院は、各、その會議の記錄を保存し、祕密會の記錄の中で特に祕密を要すると認めら

れるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議錄に記載しなければならない。

第五十八條 兩議院は、各、その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各、その會議その他の手續及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の一以上の多數による議決を必要とする。

第五十九條 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したときは法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

豫算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて四十日以内に、議決しないときは、衆議院の三十日

議決を國會の議決とする。

第五十七條 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。

第五十八條 兩議院は、各、國政國務に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記錄の提出を要求することができる。

第五十九條 六十三 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十條 六十四 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十一條 行政權は、内閣に屬する。

第六十二條 六十六 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十七條 内閣總理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて二十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十八條 内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。この承認については、但し、その過半數は、國會議員の中から國會議員の中から選ばなければならない。
前條第一項の規定を準用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。

第七十条 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第七十一条 前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣總理大臣が任命されるまで引き續きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他的一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。
- 二 外交關係を處理すること。

三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。

五 豫算を作成して國會に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を決定すること。

第八十一条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判

所に屬する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定さ

れた場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

^{七十九}
第七十五條 最高裁判所は、^{○その長なる裁判官及び} ^{○その他の} 法律の定める員數の裁判官でこれを構成し、その裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

^{八十}
第七十六條 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

^{八十一}
第七十七條 最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

^{八十二}
第七十八條 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

^{八十三}
第七十九條 最高裁判所は、終審裁判所である。

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する。終審裁判所である。

^{八十四}
第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する處があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行ふことを必要とする。

第八十條 ^{八十四} あらたに租稅を課し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十一條 ^{八十五} 國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十二條 ^{八十六} 内閣は、每會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。

第八十三條 ^{八十七} 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十四條 ^{八十八} **世襲財產以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。** ^{すべて} 皇室財產から生ずる收益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の ^{費用} 支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならない。

第八十五條 ^{八十九} 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第八十六條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運營に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體

の住民が直接これを選舉する。

第九十條 地方公共團體は、その財產を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の一以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半數の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成す

ものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試鍊に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。

第九十八條 この憲法並びにこれに基いて制定された法律及び條約は、國の最高法規であつて、とし、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。

日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。

第九十九條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第一百零六條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選舉及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第一百零七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

第一百零八條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

第一百零九條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年

とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

三一

第一百三條 この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選舉又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。

附 帶 決 議

一、憲法改正案は憲法附屬の諸法典と相俟つて、始めてその運用の完全を期待し得るものである。然るに皇室典範、參議院法、内閣法その他多數の各種法令は、未だその輪廓さへ明かでないために、憲法の審議に當つても徹底を期し得なかつたことは、深く遺憾とするところである。政府は速かに是等諸法典を起案し、國民の輿論に問ふ準備をなすべきである。

二、改正憲法が生活権、労働権等の經濟的基本権を確立したことは時代の要求に即應する適切な措置であるが、然し是等の権利の裏附となるべき諸施設は、現状を以ては頗る不充分なものがある。政府は速かに廣汎な社會政策を樹立し、當面の失業対策、社會保障制度の確立と同時に、他面生産の增强を圖り、以て經濟再建の促進に萬遺漏なきを期すべきである。

三、參議院は衆議院と均しく國民を代表する選舉せられたる議員を以て組織すとの原則はこ

三三

れを認むるも、これがために衆議院と重複する如き機關となり終ることは、その存在の意義を没却するものである。政府は須くこの點に留意し、参議院の構成については、努めて社會各部門各職域の智識經驗ある者がその議員となるに容易なるよう考慮すべきである。

四、憲法改正案は、基本的人權を尊重して、民主的國家機構を確立し、文化國家として國民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戰争を驅逐せんとする高遠な理想を表明したものである。然し新しき世界の進運に適應する如く民衆の思想、感情を涵養し、前記の理想を達成するためには、國を擧げて絶大の努力をなさなければならぬ。吾等は政府が國民の總意を體し熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。